

(公財)飯島藤十郎記念食品科学振興財団

2025 年度学術研究助成募集要領(電子申請)

1 助成の目的

この助成は、米麦その他の主要食糧等を原料とする食品の生産・加工・流通並びに食品科学等に関する研究を行う研究者及び研究グループに対し、研究助成金を交付し、研究等の推進を通じて食生活・食文化の向上、健康の増進及び食品産業の発展に寄与することを目的とします。

2 助成の対象

(1) 研究分野

米麦その他の主要食糧等を原料とする食品に係る食品科学等の研究領域。

以下に具体的な研究分野を例示します。

- ① 生産・加工
- ② 成分分析
- ③ 食品の機能・栄養
- ④ 安全・衛生、保存・貯蔵
- ⑤ 物性、品質、調理
- ⑥ 食品素材として利用される乳、卵、豆など及びそれらの成分の研究
- ⑦ 食品素材として利用される澱粉・多糖類、油脂の研究
- ⑧ 食品製造に利用される発酵・微生物の研究
- ⑨ 食品科学との学際的研究など

なお、以下の例のような研究課題は、一般的には上記の研究領域との関連性が明確でないと考えられることから、米麦その他の主要食糧等を原料とする食品に係る食品科学等との関連性が明確に認められるものを除き、助成の対象とはなりません。

- ・単なる増収や耐病虫害性、耐暑寒性向上のための育種・栽培に関する研究
- ・飼料・農薬の開発等の非食品を対象とする研究

(2) 研究者、研究グループ

日本国内の大学、短期大学、高等専門学校等及び公的研究機関において食品に関する研究を行う研究者及び研究グループ(個人研究助成については、日本国外に所在する同等の研究機関において当該研究を行う研究者(日本国籍を有する者に限る)を含む)。なお、大学院及び学部の学生、研究生並びに企業所属の研究者は募集対象といたしません。

3 助成の種類並びに規模等

学術研究助成は個人研究助成及び共同研究助成の2種類に分類され、助成金総額は1億5,000万円とします。なお、個々の研究課題に対する助成額は、査定により申請額から減額されることがあります。

(1) 個人研究助成

単独研究を対象とし、申請額は1件当たり100万円から250万円、助成件数は45件内外とします。若手研究者の積極的な応募を期待します。

(2) 共同研究助成

次のすべてを満たす研究を対象とし、助成件数は8件内外とします。

- ① 代表研究者及び1人以上の共同研究者が広範なテーマを共同で研究するものであること。
- ② 代表研究者と同一の研究機関の同一学部系に所属していない共同研究者が1人以上いること。(同一学部系とは、例えば農学部と農学研究科のような関係をいいます。)
- ③ 助成申請額が200万円以上700万円以内であり、その内訳は、代表研究者が100万円以上、②における「代表研究者と同一の研究機関の同一学部系に所属していない共同研究者」のうち1人以上が100万円以上であること。
- ④ 代表研究者及び共同研究者のすべての者が企業所属の研究者でないこと、かつ、2025年度の募集において個人研究助成を申請していないこと。

4 助成対象となる費用

研究に直接必要な経費。

以下①～④に記載した費用は、原則として対象外です。

- ① 申請者及び共同研究者が所属する組織の間接費・管理費・共通経費
- ② 汎用性のある機器(例:パソコン、ファクシミリ、複写機)の購入費
- ③ 国内で開催される学会大会への参加費・旅費・宿泊費
(但し、助成対象課題の研究発表を行う場合は必要な経費に含めることができる。)
- ④ 海外で開催される国際会議への参加費・旅費・宿泊費

※海外で開催される国際会議への参加は、「研究者の海外派遣援助」事業の助成を利用できます。詳しくは当財団までお問い合わせください。

5 助成期間

助成期間は、原則として1カ年(2026年4月から2027年3月)とします。

6 申請要件

- ① 上記5に示した助成期間中に、同一又は類似内容の研究課題で他の民間財団等からの助成を受ける予定になっていないこと。他の民間との重複助成は行いません。
- ② 所属研究機関(大学、学部、大学院研究科及び研究所等をいう。)の長の推薦が得られること。
- ③ 同一の研究機関からの申請件数は、同一学部系で個人研究3件以内、共同研究1件とします。
(例えば、農学部と農学研究科に所属する研究者が個人研究に申請する場合、農学部と農学研究科を合わせた申請枠が3件となります。農学部3件、農学研究科1件のように、同一学部系の合計で3件を超える申請はできません。)
なお、研究機関によって組織や呼称が異なるかもしれませんが、上記の趣旨を踏まえて申請件数を調整願います。
- ④ 同一研究室レベルでは個人研究、共同研究を問わず複数の申請をすることはできません。
- ⑤ 過去に本助成を受けた回数が申請時点で3回以下であること。本助成金の交付は4回までとします。また、3年連続の助成は行いません。なお、共同研究助成における代表研究者(申請者)以外の研究者(共同研究者)も同様の扱いとしますが、助成金の交付がない場合は、助成回数に含みません。
- ⑥ 当財団の「国際学術会議等開催援助」を除き、当財団の他の助成事業と重複申請はできません。

7 申請方法(電子申請)

申請の具体的な方法・手順等については、当財団のホームページの左側にあるメニュー「研究助成の募集」をクリックして、「1 学術研究助成」を参照してください。

このうち、「②申請書記入要領」に全体の流れが整理されておりますので、まずこちらをご一読していただき、具体的な申請作業を行うことをお勧めします。「申請書記入要領」等は8月上旬に当財団ホームページにアップされます。

なお、郵送による申請を希望される場合は、個別に財団事務局までご連絡願います。

8 電子申請の受付期間

2025年8月8日(金)午前10時～10月8日(水)午後5時まで

9 選考方法

事務審査の後、当財団の学術研究助成選考委員会の議を経て理事会で決定します。

10 結果通知

採否の結果は2026年3月中旬までに、申請時に入力されたメールアドレス宛に、申請者に通知します。

11 助成金の交付および贈呈式

助成金の交付にあたり、2026年4月に予定している説明会を兼ねた助成金贈呈式へ出席していただき、その後速やかに交付します。

12 報告

研究成果及び助成金の使途については、2027年4月末日までに報告願います。なお、研究成果については当財団の年報等に掲載し公表します。

13 返金等

助成を受けた研究者が、次のいずれかに該当するときは、助成金の一部または全ての返金を求める場合があります。また、助成金の交付前であれば交付を中止する場合があります。

- ① 必要な報告書や書類が提出されなかった場合
- ② 対象となる研究活動等が中止になった場合
- ③ 助成金に余剰が発生した場合
- ④ 虚偽の申し出又は報告を行った場合
- ⑤ その他、当財団が不適切な行為・支出と認める事案が発生した場合

以上

* 応募お問い合わせ、書類等送付先

(電子申請でお困りの場合等には、遠慮なくご連絡ください。)

(公財)飯島藤十郎記念食品科学振興財団

〒272-0034 千葉県市川市市川1丁目9番2号サンプラザ 35ビル 6F

TEL: 047-323-5580 FAX: 047-323-6400

E-mail : info@ijjima-kinenzaidan.or.jp 担当: 井上・細谷